

官報

昭和四十六年五月十八日

○第六十五回
国会會衆議院會議錄 第三十二号

昭和四十六年五月十八日(火曜日)

午後二時 本会議

○本日の会議に付した案件

宮澤通商産業大臣の中 小企業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度中小企業施策についての発言及び質疑

○加藤六月君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。
すなわち、この際、内閣提出、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（船田中君） 加藤六月君の動議に御異議なりませんか。

○議長（船田中君） 御異議なしと認めます。下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律 の一部を改正する法律案

国会に提出する。

内閣總理大臣 佐藤 榮作

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

昭和四十六年五月十八日 衆議院会議録第三十二号

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

(昭和二十一年法律第六十三号)の一部を次のよう
に改正する。

別表第四表所在地の欄中「茨城県北相馬郡取手
町」を「取手市」に、「静岡県賀茂郡下田町」を「下田
市」に、「長野県西筑摩郡木曾福島町」を「長野県木
曾郡木曾福島町」に、「愛知県知多郡横須賀町」を
「東海市」に、「倉敷市昭和町」を「倉敷市幸町」に、
「島根県周吉郡西郷町」を「島根県隱岐郡西郷町」に
改める。

別表第五表立川簡易裁判所の管轄区域の欄中
「国立市」を「国立市 狐江市 東大和市 武蔵村
山市」に改め、「北多摩郡の内 村山町 大和町 狐江町」を
削り、同表武藏野簡易裁判所の管轄区域の欄中
「保谷市」を「保谷市 清瀬市 東久留米市」に改
め、「北多摩郡の内 清瀬町 久留米町」を削り、同表青梅簡
易裁判所の管轄区域の欄中「青梅市」を「青梅市
福生市」に改め、「福生市」を削り、同表神奈川簡易
裁判所の管轄区域の欄中「港北区」を「港北区」に改
め、「港北区」に、同表横浜西簡易裁判所の管轄区域の欄中
「保土ヶ谷区」を「保土ヶ谷区 旭区」に、同表横浜
南簡易裁判所の管轄区域の欄中「南区」を「南区
港南区」に、同表鎌倉簡易裁判所の管轄区域の欄中
「戸塚区」を「戸塚区 溝谷区」に改め、同表浦和簡
易裁判所の管轄区域の欄中「朝霞市」を「朝霞市
志木市 和光市 新座市」に改め、「北足立郡の
足立町 内 新座町 大和町」を削り、同表大宮簡易裁判所の
管轄区域の欄中「上尾市」を「上尾市 桶川市」に、
「伊奈村」を「伊奈町」に改め、「桶川町」を削り、同
表久喜簡易裁判所の管轄区域の欄中「大利根村」を
「大利根町」に、同表越谷簡易裁判所の管轄区域の
欄中「松伏村」を「松伏町」に、同表本
庄簡易裁判所の管轄区域の欄中「岡部村」を「岡部
町」に改め、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄
中「土気町」を削り、同表取手簡易裁判所の管轄
区域の欄中「北相馬郡」を「取手市 北相馬郡」に、
同表麻生簡易裁判所の管轄区域の欄中「神栖村」を
「神栖町」に改め、同表大田原簡易裁判所の管轄区
域の欄中「大田原市」を「大田原市 黒磯市」に改
め、「黒磯町」を削り、同表静岡簡易裁判所の管轄
区域の欄中「安倍郡」を削り、同表沼津簡易裁判所
の管轄区域の欄中「御殿場市」を「御殿場市 堀野
市」に、同表下田簡易裁判所の管轄区域の欄中「賀
茂郡」を「下田市 賀茂郡」に、同表甲府簡易裁判
所の管轄区域の欄中「田富村」を「田富町」に、同表
木曾福島簡易裁判所の管轄区域の欄中「西筑摩郡
の欄中「新発田市」を「新発田市 豊栄市」に、同表
高田簡易裁判所の管轄区域の欄中「妙高々原町」を
「妙高高原町」に、同表枚方簡易裁判所の管轄区域
の欄中「門真市」を「門真市 四条畷市」に、同表佐
野簡易裁判所の管轄区域の欄中「泉佐野市」を「泉
佐野市 泉南市」に、同表大津簡易裁判所の管轄
区域の欄中「草津市」を「草津市 守山市」に、同表
彦根簡易裁判所の管轄区域の欄中「彦根町 愛東
村」を「愛東町」に、同表八日市簡易裁判所の管轄
区域の欄中「愛東村大字外」を「愛東町大字外」に、
同表昭和簡易裁判所の管轄区域の欄中「東郷村」を
「東郷町」に、同表瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄
中「東春日井郡」を「尾張旭市」に改め、同表愛知
須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「常滑市」を「常
滑市 高浜市」に、同表津簡易裁判所の管轄区域の
欄中「津市」を「津市 久居市」に、同表御嵩簡易裁
判所の管轄区域の欄中「坂祝村」を「坂祝町」に、同
表金沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「金沢市」を
「中流山市」を「流山市 我孫子市」に改め、「我孫
子町」を削り、同表東金簡易裁判所の管轄区域の
欄中「土氣町」を削り、同表取手簡易裁判所の管轄
区域の欄中「北相馬郡」を「取手市 北相馬郡」に、
同表新田簡易裁判所の管轄区域の欄中「神栖村」を
「神栖町」に改め、同表大田原簡易裁判所の管轄区
域の欄中「御殿場市」を「御殿場市 堀野市」に改
め、「黒磯町」を削り、同表静岡簡易裁判所の管轄
区域の欄中「安倍郡」を削り、同表沼津簡易裁判所
の管轄区域の欄中「御殿場市」を「御殿場市 堀野
市」に、同表下田簡易裁判所の管轄区域の欄中「賀
茂郡」を「下田市 賀茂郡」に、同表新田簡易裁判所の管轄区域の欄中「西筑摩郡
の欄中「新発田市」を「新発田市 豊栄市」に、同表
高田簡易裁判所の管轄区域の欄中「妙高々原町」を
「妙高高原町」に、同表枚方簡易裁判所の管轄区域
の欄中「門真市」を「門真市 四条畷市」に、同表佐
野簡易裁判所の管轄区域の欄中「泉佐野市」を「泉
佐野市 泉南市」に、同表大津簡易裁判所の管轄
区域の欄中「草津市」を「草津市 守山市」に、同表
彦根簡易裁判所の管轄区域の欄中「彦根町 愛東
村」を「愛東町」に、同表八日市簡易裁判所の管轄
区域の欄中「愛東村大字外」を「愛東町大字外」に、
同表昭和簡易裁判所の管轄区域の欄中「東郷村」を
「東郷町」に、同表瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄
中「東春日井郡」を「尾張旭市」に改め、同表愛知
須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「常滑市」を「常
滑市 高浜市」に、同表津簡易裁判所の管轄区域の
欄中「津市」を「津市 久居市」に、同表御嵩簡易裁
判所の管轄区域の欄中「坂祝村」を「坂祝町」に、同
表金沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「金沢市」を

「金沢市 松任市」に、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊浜村」を「豊浜町」に改め、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「光市」を「光市 新南陽市」に改め、「都濃郡の内」を削り、「大和村」を「大和町」に改め、同表鹿野簡易裁判所の管轄区域の欄中「都濃郡の内」を「都濃郡」に改め、同表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「西大寺市」及び「高松町」並びに同表糸子簡易裁判所の管轄区域の欄中「伯仙町」を削り、同表西郷簡易裁判所の管轄区域の欄中「周吉郡 穂地郡 知夫郡 海士郡」を「隠岐郡」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「長与村」を「長与町」に、「寿海村 西彼村」を「寿海町 西彼町」に、同表大瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「西海村」を「西海町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「布津村」を「布津町」に、「北有馬村」を「北有馬町」に、「瑞穂村」を「瑞穂町」に、同表長崎小浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「南串山村」を「南串山村」に、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「菊陽村」を「菊陽町」に、同表玉名簡易裁判所の管轄区域の欄中「横島村」を「横島町」に、「三加和村」を「三加和町」に、同表山鹿簡易裁判所の管轄区域の欄中「七城村」を「七城町」に、同表宮地簡易裁判所の管轄区域の欄中「南小国村」を「南小国町」に、同表御船簡易裁判所の管轄区域の欄中「嘉島村」を「嘉島町」に、同表福島裁判所の管轄区域の欄中「小林市」を「小林市 えびの市」に、同表延岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「北方村」を「北方町」に、同表日向簡易裁判所の管轄区域の欄中「東郷村」を「東郷町」に改め、同表福島簡易裁判所の管轄区域の欄中「信夫郡」を削り、同表鶴岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「三川村」を「三川町」に、同表男鹿簡易裁判所の管轄区域の欄中「琴浜村」を「若美町」に、同表大曲簡易裁判所の管轄区域の欄中「協和村」を「協和町」に、同表角館簡易裁判所の管轄区域の欄中「太田村」を「太田町」に、同表十和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「下

田村」を「下田町」に改め、同表札幌簡易裁判所の管轄区域の欄中「千歳市」を「千歳市 恵庭市」に改め、「千歳郡」を削り、同表室蘭簡易裁判所の管轄区域の欄中「幌別郡」を「登別市」に、同表高松簡易裁判所の管轄区域の欄中「庵治村」を「庵治町」に、同表普通守簡易裁判所の管轄区域の欄中「仲南村」を「仲南町」に、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「春野村」を「春野町」に、同表木山簡易裁判所の管轄区域の欄中「土佐村」を「土佐町」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近における市町村の廢置分合等に伴い、簡易裁判所の所在地及び下級裁判所の管轄区域の表示を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。法務委員会理事小澤太郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○小澤太郎君登壇

〔小澤太郎君登壇〕

○小澤太郎君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における市町村の廢置分合等に伴いまして、取手簡易裁判所ほか五つの簡易裁判所の管轄区域の欄中「嘉島村」を「嘉島町」に改め、同表福島裁判所の管轄区域の欄中「信夫郡」を削り、同表鶴岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「三川村」を「三川町」に、同表男鹿簡易裁判所の管轄区域の欄中「琴浜村」を「若美町」に、同表大曲簡易裁判所の管轄区域の欄中「協和村」を「協和町」に、同表角館簡易裁判所の管轄区域の欄中「太田村」を「太田町」に、同表十和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「下

きものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

摘されてきたのは、低賃金と低生産性の悪循環でありました。しかし、わが國の高度成長の過程において、中小企業者みずからが設備の近代化、經營管理の合理化等諸般の努力を積み重ねてきたのに加えて、所得水準の向上に伴う需要の高級化、多様化や産業の高加工度化などは、中小企業の活躍する分野を広げ、こうした中小企業の努力にとって有利な条件を提供してまいりました。この結果、今日、大企業と中小企業との間における生産性格差、賃金格差は縮じて縮小しつづけられています。

こうして、中小企業を全体として見れば、豊富低廉な労働力を主たる存立基盤とする中小企業から、物的生産性の向上、品質の高級化あるいは規模の適正化などを追求しつつ、中小規模であることの有利さを中心とする存立基盤とする中小企業へと変化しつつあると申すことができます。もとより、一口に中小企業と申しましても、その中には、業種業態や規模の大小によってその実情はさまざまであり、前近代的経営や単純労働に依存し過ぎる生産方法をとっているものもいまだ少なくありません。

○國務大臣(宮澤喜一君) 中小企業基本法第八条に基づきまして、先般、政府が国会に提出いたしました昭和四十五年度中小企業の動向に関する年次報告及び昭和四十六年度において講じようとする中小企業施策の概要を御説明申し上げます。

昭和四十四年秋に実施されました金融引き締めの効果は、昭和四十五年度に入つて次第に実体経済面に浸透し、中小企業の事業活動も鎮静化を示しました。政府としては、これに対処して、年末及び年度末の中小企業向け特別金融措置を講ずるとともに、昭和四十五年末から三次にわたる金融緩和措置をとり、新たな景気回復の展開を期待しているところでございます。

次に、今回の白書で述べております構造問題について御説明いたします。

従来、中小企業問題の根幹をなすものとして指

する法律の別表について所要の整理を行なおうとした後、慎重審議を重ね、本日、質疑を終了、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべしとの結果、本委員会は、三月十日提案理由の説明を聴取しました。政府としては、これに対処して、年末及び年度末の中小企業向け特別金融措置を講ずるとともに、昭和四十五年末から三次にわたる金融緩和措置をとり、新たな景気回復の展開を期待しているところでございます。

次に、今回の白書で述べております構造問題について御説明いたします。

このように事態に対処して、中小企業が健全な発展を持续していくためには、物的生産性の向上や製品の高級化、多様化によって付加価値生産性を向上させるだけでなく、販売力や情報収集力を強化するなど、いわば総合的な企業力の充実につとめ、また、今後発展の望めない分野にあっては、成長の期待される分野に積極的、機動的に転換をはかつていくことも必要と思われます。

化、協業化等により適正な経営規模を達成し、あるいは業界ぐるみの構造改善を推進することも必要であります。また、基本的には、個々の中小企業の創意くふうの發揮にまつべきであることは申しますがありません。

政府といいたしましても、中小企業基本法の精神にのつとり、中小企業のこのよろな自主的努力を助長するとともに、事業環境の整備をはかることが責務であると考え、中小企業施策を最重点政策の一つとして取り上げております。

昭和四十五年度におきましては、協業化、共同化等による中小企業構造の高度化を推進するとともに、設備、経営、労働等各般にわたる中小企業の体質強化及び金融面、税制面その他中小企業をめぐる事業環境の整備に重点を置いて施策を講じました。その際、環境変化の影響を最も強く受け、経営基盤の弱い小規模企業の体質改善には、特に配慮を払つてまいりました。

四十六年度におきましては、中小企業の一そりの近代化、体質の改善をはかり、内外のきびしい環境変化を乗り越えていくため、次のよろな施策を推進していくことといたしております。

まず第一に、中小企業振興事業団の融資事業を大幅に拡充し、中小企業の共同化、集団化を一そり進めることとしております。

第二に、国際競争力を強化するため、業界ぐるみの構造改善を引き続き進めることとし、金融面、税制面等から強力な助成を行なうこととしております。また、特惠関税の供与によって事業の転換を余儀なくされるものにつきましては、今国会で成立を見ました中小企業特恵対策臨時措置法に基づいて所要の措置を講ずることとしております。

第三に、下請中小企業につきましては、さきの臨時国会で成立を見ました下請中小企業振興法に基づいて下請中小企業の体質改善を強力に推進いたしますとともに、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用によって、下請取引の適正化につとめられた所存であります。

以上のつとり、中小企業のこのよろな自主的努力を助長するとともに、事業環境の整備をはかることが責務であると考え、中小企業施策を最重点政策の一つとして取り上げております。

昭和四十五年度におきましては、協業化、共同化等による中小企業構造の高度化を推進するとともに、設備、経営、労働等各般にわたる中小企業の体質強化及び金融面、税制面その他中小企業をめぐる事業環境の整備に重点を置いて施策を講じました。その際、環境変化の影響を最も強く受け、経営基盤の弱い小規模企業の体質改善には、特に配慮を払つてまいりました。

四十六年度におきましては、中小企業の一そりの近代化、体質の改善をはかり、内外のきびしい環境変化を乗り越えていくため、次のよろな施策を推進していくことといたしております。

まず第一に、中小企業振興事業団の融資事業を大幅に拡充し、中小企業の共同化、集団化を一そり進めることとしております。

第二に、国際競争力を強化するため、業界ぐるみの構造改善を引き続き進めることとし、金融面、税制面等から強力な助成を行なうこととしております。また、特惠関税の供与によって事業の転換を余儀なくされるものにつきましては、今国会で成立を見ました中小企業特恵対策臨時措置法に基づいて所要の措置を講ずることとしております。

第三に、下請中小企業につきましては、さきの臨時国会で成立を見ました下請中小企業振興法に基づいて下請中小企業の体質改善を強力に推進いたしますとともに、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用によって、下請取引の適正化につとめられた所存であります。

第四に、中小企業の公害防止対策につきましては、従来から技術開発、指導、金融、税制を通じてまいり所存でございます。

第五に、中小企業の旺盛な近代化投資等に必要な資金の円滑な供給を確保するため、政府関係中小企業金融三機関に対する財政投融资を大幅に増大するとともに、信用補完制度については、今国会において中小企業信用保険法の改正による付保限度の引き上げ等を行なつたところであります。が、さらに本制度を拡充、改善し、民間資金の中企業への円滑な導入を促進する所存であります。

第六に、小規模企業対策につきましては、経営改善普及事業を充実するとともに、設備の近代化と金融の円滑化にも特段の配慮を払い、また、所得税における青色事業主特別経費準備金制度の創設等により、税負担の軽減をはかることとしております。

第七に、中小企業の経営管理の合理化と技術水準の向上をはかるため、診断指導等指導事業を充実するとともに、中小企業者の技術開発に対する助成、公設試験研究機関等による技術開発、技術指導を中心とする技術対策の拡充強化につとめることがあります。また、中小企業における労働力の確保とその資質の向上、従業員の福祉の増進等のための労働対策をさらに一そり推進することとしております。

第八に、製造部門に比較して近代化のおくれが著しく、物価対策の見地等からも早急にその近代化が求められている流通部門の近代化を推進するため、卸商業団地の建設やセルフサービス化、ボランタリーチューン化等について、金融、税制面の助成措置を講じるとともに、地域ぐるみの商業の近代化を目的とする商業近代化地域計画を拡充

する所存であります。

以上が昭和四十五年度中小企業の動向に関する年次報告及び昭和四十六年度において講じようとする中小企業施策の概要でござります。(拍手)

○謹長(船田中君) ただいまの発言について質疑しておきます。順次これを許します。石川次夫君。

〔石川次夫君登壇〕
○石川次夫君 私は、日本社会党を代表して、昭和四十五年度中小企業白書に関する質問を申し上げます。(拍手)

現在、中小企業の数は全企業数の九九・三%に達し、従業員数も七八%、二千七百万人をこえておりまして、農業就業者数一千万人そこそこの数をはるかにこしておる現状であります。しかる程度のわざか一般会計で五百七十億円にすぎませぬ。農業関係予算には、食管会計を含んでおりません。それども、その予算額一兆八十五億円であるのに比較いたしまして、あまりにも過少であり、国全体の予算の〇・六%を占めておるにすぎないのを認めます。中小企業の納める法人税、所得税が全体に占める割合が三七%、三八%というのに比較いたしまして、いかに政府が中小企業対策を輕視しておるかということを如実に示しておると思ひます。

加えて、昨今、資本と輸入の自由化、特恵関税の実施、後進国のキャラクチアップ等の国際的な至難の条件や、国内不況や労働力不足等の波を主として負わなければならぬ中小企業に対して、このままの施策をもつてしては、当然冷酷非情のそれしかりを免れないであります。

わが党は、前々から、中小企業庁は、その使命

の重要性、かつ、運輸、建設、農林などの各省にま

たがる中小企業指導の責任から見ても、当然中小企業省に昇格をすべきであるということを強く要請をしてきておるわけでありますけれども、二重行政の煩を避けるという理由で一蹴されておるわけであります。しかし、通産省は、体質的に、大企業擁護を重点として行政を行なつておりますので、この通産省の中にある限り、予算の思い切った増額も、飛躍的な政策展開もういて望むことができないであります。従来どおり、こま切れ予算、総花的の予算対策で表面を糊塗するにすぎないであります。

わが党は、また、大企業と中小企業間の生産分野を確定すべきことを立法化し、提案をしてきておるのでありますけれども、これまた、営業の自由を侵害するといふような形式的法律論をたてにとつて、今日まで顧みられておらないことは、返す返す遺憾千万といわなければなりません。この質問を繰り返しても、しょせん同じ答弁を聞くだけでありましょから、あえて重ねて質問はいたしましたけれども、これまで、営業の自由を侵害するといふような形式的法律論をたてにとつて、今日まで顧みられておらないことは、返す返す遺憾千万といわなければなりません。この質問を繰り返しても、しょせん同じ答弁を聞くだけでありましょから、あえて重ねて質問はいたしましたけれども、この要望は、わが党として、無為無策を憤る中小企業家とともに、強く今後とも要求し続けることをあえて申し上げておきたいと思います。(拍手)

そこで、実現可能なきわめて謙虚な案を提示をして御賛同を得たいと思うのでありますけれども、次官会議には、中小企業庁長官は現在は出席をいたしておりません。しかし、各省にまたがる中小企業対策の重要性を考えるときに、せめて中小企業庁長官は次官会議くらいには出席させてし

かるべきではないかと思うのでござりますけれども、總理大臣の御所見を伺いたいと思うのであります。

さて、現在は景気停滞の時期でありますけれども、大蔵大臣は、昨年金融引き締めを行なつて、た際、再三にわたって、大企業には引き締めを行なうけれども、中小企業には影響のないよう十分な配慮をしておると明言され続けてまいつたので

あります。しかしながら、私は、ちょうどそのころ、関西の超大企業から一年サイトの手形で泣き寝入りをさせられた下請業者の実態というものを知つておるのであります。

また、私の知人で、これは中國企業家であります。すけれども、売り上げ先の大手会社から手形があがらえない、やむを得ず、そのかわりに売り掛け残高証明書を出してもらうように要求したところが、それも拒否をされまして、昨年の暮れ、倒産寸前に追い込まれたという実例も聞いておるわけであります。

かくのこととく大蔵省が机上のプランで中止され、企業の融資を十分に考えたつもりでいたといいたしましても、現実問題といったましても、大企業の金融難の波を下請や取引先がかぶらざるを得ない、このような実態といふものをおそらく御存じないと思うのであります。

組合を持ちまして、金利引き下げや金融緩和などの措置、その他十分な意思疎通をはかつておるわけありますけれども、これらの代表は、全体の企業のわざか○・7%程度の意見にすぎないといふことをよく考へていただきたいのであります。そこで、一つの提案をしたいのでありますけれども、中小企業の苦境、その実態、これを把握するための一助といたしまして、總理みずからが中小企業家の代表との対話の場を定期的に設ける意向があるかどうか、これを伺いたいと思うのであります。これを拒否するというような態度であります。ならば、だれかが言ったように、財界の財界のための財界による政治と批判をされましても、弁解は不可能であります。

さて、最近の不況に伴い、予期されたように倒産が増加いたしておりまして、昭和四十四年の八千五百二十三件を大きく上回りまして、昭和四十五年では九千七百六十五件となり、一件当たり負債額も大口化をしておるわけであります。以前と異なりましてその倒産の原因もきわめて複雑であります。

昭和四十六年五月十八日 衆議院会議録第三十二号 中小企業
君の質疑

中小企業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度中小企業施策についての発言に対する石川次主君の質疑

九八

公害倒産の増加も最近続出しているというのが特徴であります。通産大臣に伺いますけれども、最近の倒産の特色、そしてそれに即応する倒産対策はいかがおなつておりますか、お知らせをいただきたいと思ひます。なお、白書によれば、二重構造の解消の方向に向かっているという説明がされておるわけでありますけれども、これは統計でとらえ得る範囲内においての話にすぎません。零細企業、家内工業等は、社会保障等も含めて抜本的な対策を必要とするのが現実でございます。

また、中小企業にとって、公害防止あるいは日進月歩の技術開発などの資金需要というものはますます大きくなる一方であります。大企業に比して付加価値生産性がわずか六〇%というような現実がこれに拍車をかけておりますし、かくて加えて国際化のきびしい波も乗り越えていかなければなりません。

ところで、金融機関の中小企業向け貸し出し残高を調べてみますといふと、昭和四十年においては全体の中で四二・九%だったものが、最近四五・九%と向上いたして、若干配慮のあとが見えるわけであります。しかし、昭和四十三年においてすでに現在と同じ四五・九%であったことを考えますと、ことさら中小企業金融に特別に配慮をしたというあとは見えません。この従業員数の比率から言いましても、大企業二二%、中小企業七八%に比較いたしましても、少なきに失するといふとともにまた論をまたないところであります。

中小企業対策のための資金対策について画期的な目標を立てて、具体的に進めない限り、将来大きな社会問題化するおそれがあります。この方策について総理並びに大臣に具体的な答弁を求めるものであります。

れば、中小企業の七〇%は公害発生源を持ち、一〇%は表面化し、この対策のため倒産も続出しつつある現実であります。現在、中小企業金融公庫程度の融資とその大幅な増額が考えられなければ、借りるに借りられないという現実を見詰めてありますけれども、無利子二十年も、大蔵、通産両大臣の所見を伺いたいと思ひます。次に、中小企業の低生産性が物価高の原因であることによくいわれておりますけれども、ここにも政府の責任があらためて問われておるわけあります。同時に、物価安定の見地から流通の近代化をはからなければなりません。流通費用の中で、たとえばG.N.P.の中で卸・小売業の占める比重だけを見ましても、昭和三十五年の一四%に比して、最近は二〇%になろうとして、漸次増大の傾向にございまして、庶民の生活を著しく圧迫しておることは現実であります。

これに対応する流通機構近代化のための法律といたしましては、小売商業調整整置法、百貨店法、商店街振興法の三つにすぎませんで、いずれも現実に即応し切れない、きわめて古めかしいものだけであります。また、第二次物価問題懇談会において二件、物価安定推進会議において二件、物価安定政策会議において一件、計五件、かなり適切な流通機構改善についての提言がなされておりますけれども、これらは単に、政府が物価に取り組んでおる、流通機構に取り組んでおるという姿勢を国民に示すための隠れみのに過ぎないでありますけれども、いずれも法律化をされ、実現化をするところまでは至っておりません。まことに怠慢といわなければなりません。経済企画庁長官並びに通産大臣は、抜本的流通機構近代化対策を早急に講じて国民にこたえる責任があると思いますけれども、その具体策をお示し願いたいと思うのであります。

（前略）云々をよめ。じしれんの、

なお、白書によれば、経済に占める中小企業の地位は今後とも不変と予測をし、ただし、種々の変化に対応していくことが前提条件であると述べておることは、全く楽観論といわなければなりません。このきびしい急速な変化に対応するために、は、新しい技術を身につけ、新しい頭脳集約型産業への転換にも応じられるようにして、さらに情報化技術と資本を伴わなければ、情報化時代には当然脱落を余儀なくされることは火を見るよりも明らかであります。現在では、まことに不可能に近い難事といわなければなりませんけれども、情報化対策を指示、指導していくとともに、必ずからも大企業との情報化格差を解消し、情報化時代に適応できる技術と資本を伴わなければなりません。最近、発展途上国との追い上げは目ざましいものであります。また、新しい技術を指導するには、現状ではあまりにも貧困といわなければなりません。この対策のための予算と組織を今後どうするか、大蔵大臣、通産大臣に伺いたいと思います。
最近、発展途上国との追い上げは目ざましいものであります。また、新しい技術を指導するには、がございまして、昭和四十年から昭和四十四年の四年間に、台湾、韓国、香港からの輸入は、繊維で十一倍、電気機器に至っては実に二十九倍といふ驚異的な伸びであり、この中で特惠関税が施行されることとは、中小企業にとって全く至難なこととされようとしておるわけであります。しかるに二年後には、自由貿易の旗手をもつて任ずるアメリカから生き残る混乱、特に、倒産による不要機械の買取りとかその他の対策について、通産大臣に伺いたいと存じます。
最後に、これに関連して総理大臣にお伺いをいたします。

（註）「清たこと報近の面白案情屋によくの」

なお、白書によれば、経済に占める中小企業の地位は今後とも不変と予測をし、ただし、種々の変化に対応していくことが前提条件であると述べておることは、全く楽観論といわなければなりません。このきびしい急速な変化に対応するために、は、新しい技術を身につけ、新しい頭脳集約型産業への転換にも応じられるようにして、さらに情報化技術と資本を伴わなければ、情報化時代には当然脱落を余儀なくされることは火を見るよりも明らかであります。現在では、まことに不可能に近い難事といわなければなりませんけれども、情報化対策を指示、指導していくとともに、必ずから大企業との情報化格差を解消し、情報化時代に適応できる技術と資本を伴わなければなりません。最近、発展途上国との追い上げは目ざましいものであります。また、新しい技術を指導するには、現状ではあまりにも貧困といわなければなりません。この対策のための予算と組織を今後どうするか、大蔵大臣、通産大臣に伺いたいと思います。
最近、発展途上国との追い上げは目ざましいものであります。また、新しい技術を指導するには、現状ではあまりにも貧困といわなければなりません。この対策のための予算と組織を今後どうするか、大蔵大臣、通産大臣に伺いたいと思います。
四年間に、台湾、韓国、香港からの輸入は、繊維で十一倍、電気機器に至っては実に二十九倍といがございまして、昭和四十年から昭和四十四年の間に特惠関税が施行することとは、中小企業にとって全く至難なことといわなければなりません。この特恵実施に伴つて生ずる混乱、特に、倒産による不要機械の買取りとかその他の対策について、通産大臣に伺いたいと存じます。
最後に、これに関連して総理大臣にお伺いをいたします。

近頃は、この種の手帳を用いて、相手にとては報酬が得られると案内する事によくある。

官 報 (号 外)

げていきたいと思っております。それから情報の問題についてお尋ねがござります。石川議員の言われますよろな、いわゆるボストン・インダストリアル・ソサエティーと仰せられました。が、その際における中小企業の強みは、やはり情報価値を実現するということでございますから、そのような情報処理のシステムを中小企業の経営に向くような標準的なものを開発いたしましたが、そこを一番使うわけでございますから、それから使います機関として、は、中小企業はやはり共同計算センターのよろなところを一番使うわけでございますから、それから使います機関としての特別の融資をいたしておりますし、また、小型の電子計算機を信用賦払い、機械類の借用保険の対象にいたした次第でございます。

特恵につきましては、総理からお答えがございましたが、やはり一般的な構造改善対策のはかりに、先般お認めをいただきました中小企業特惠対策臨時措置法によりまして、万々一の場合の策ありますのは転換に対する援助等を規定いたしておりますので、これを要すれば発動をして有効に活用いたしたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣佐藤一郎君登壇〕

○國務大臣(佐藤一郎君) 流通の近代化において特に中小商業の問題が重要である、そういうことからして今後の対策いかん、こういうことでござります。

物価、特に消費者物価の問題から言いまして、も、労力確保の点から言いましても、また格差の是正の点から言いましても、全くいま御指摘の点は私たちも同感でございます。そういう意味においては、いま通産大臣からもすでにもうお話をございましたけれども、やはり新しい生産、消費成長に対応した姿の流通機構というものを実現するためには、いろいろと制度の改正その他も相当行なわなければならぬところがございますし、特にその段階の簡素化ということをおわれわれはいま提唱いたしております。

げていきたいと思っております。それから情報の問題についてお尋ねがございました。石川議員の言われますような、いわゆるポスト・インダストリアル・ソサエティーと仰せら
れましたが、その際ににおける中小企業の強みは、やはり情報価値を実現するということでございま
すから、そのような情報処理のシステムを中小企
業の経営に向くような標準的なものを開発いたし
つつございます。それから使いいます機関として
は、中小企業はやはり共同計算センターのような
ところを一番使うわけでございますから、それら
に対しての特別の融資をいたしておりますし、また、
小型の電子計算機を信用賦払い、機械類の信
用保険の対象にいたした次第でございます。
特惠につきましては、総理からお答えがござい
ましたが、やはり一般的な構造改善対策のはか
に、先般お認めをいたしました中小企業特惠対
策臨時措置法によりまして、万々一の場合の策定
あるいは転換に対する援助等を規定いたしてお
りますので、これをおすれば効果をして有効に活用い
たしたいと考えております。(拍手)

がありましたように、さらにこれを過剰でない
むだのない集中投資を行ないまして、そうして近代化をはかり、労力を少しでも省いていく、こ
とがまた必要になつてしまります。

その他系列化についての手直しの問題、ボラン
タリーの問題いろいろござります。これらは産業
審の答申をまちまして、われわれもさらに積極的
に進めてまいる予定にいたしております。(拍手)

昨年度の中 小企業白書に対する質問でわが党ががんばり指摘したところであります。それぞれの業種別で、製品と市場の多様化が進み、企業類型も多様化している今日にあって、なお従来と変わらぬ近代化方式に固執して いる政府の姿勢は、明らかに現状認識に背を向けるものであると思うのであります。

すなわち、政府は中小企業近代化の唯一のきめ手として構造改善政策を昭和三十年代より今日にまで実行して いる今日にあって、なお従来と変わらぬ近代化方式に固執して いる政府の姿勢は、明らかに現状認識に背を向けるものであると思うのであります。

ではこののような路線は昭和三十年代的な発想であります。確かに、ある時期になるとさぞいわれております。確かに、ある時期においてはかなりの成果をあげ、あるいは今日においても業種業態によってはなお有効必要な政策であることは私も認めるものであり、必ずしも全面的に否定するものではありませんが、昭和四十年代の後半に入った今日、事情は大きく変わってきております。このことは總理も認められるところであろうかと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君)　流通の近代化において特に中小商業の問題が重要である、そういうことからして今後の対策いかん、こういふことでもうかげています。

物価、特に消費者物価の問題から言いまして、も、労力確保の点から言いましても、また格差の是正の点から言いましても、全くいま御指摘の点は私たちも同感でござります。そういう意味においては、いま通産大臣からもすでにもうお話をございましたけれども、やはり新しい生産、消費成長に対応した姿の流通機構というものを実現するためには、いろいろと制度の改正その他も相当行なうべきなわなければならないところがござりますし、特にその段階の簡素化ということをわれわれはいま提唱いたしております。

また、物的な投資については、先ほども御指摘

げていきたいと思っております。それから情報の問題についてお尋ねがございました。石川議員の言われますような、いわゆるポスト・インダストリアル・ソサエティーと仰せられました。が、その際における中小企業の強みは、やはり情報価値を実現するということでございますから、そのような情報処理のシステムを中小企業の経営に向くような標準的なものを開発いたしました。それから使いいます機関としては、中小企業はやはり共同計算センターのようなところを一番使うわけでございますから、それらに対しての特別の融資をいたしておりますし、また、小型の電子計算機を信用賦払い、機械類の信託保険の対象にいたした次第でございます。

○宮井泰良君登壇
〔宮井泰良君登壇〕

代表いたしまし
た昭和四十五年度
告並びに昭和四十
中小企業施策を通
じて総理並び
す。(拍手)

集約化によるスケールメリットをひたすらに追求する政策をとつてこられております。そして今 日、白書によると中小企業は大企業との格差を縮小して、二重構造は大きく改善され、中小企業はもはや保護されるべき経済的弱者としてとらえることは妥当ではなくったと見ておられるようですがあります。

れています。よろしく、産業社会は量産型重化工工業の成熟によって、研究開発あるいはデザイン開発等々の特徴を持つノーハウがリーリングポイントとなつて中小企業の成長パターンを激しく変化せしめつつあります。そして、そこに知識集約型産業といふか、頭脳会社的性格の強い企業——既存の産業分類では割り切れない企業の台頭が見られようになつたのであります。

等々、中小企業が当面する問題を意欲的に分析し、急激に成長してきたサービス業の動向を取り上げ、さらに事業転換の追跡調査を行ない、その結果をまとめておられる。その努力を買うに私はやぶさかではありません。しかし、白書はただそれだけにとどまっています。問題解決の具体的な掘り下げの甘さと、大きく変わりつつある産業構造に即応した新しい中小企業政策が示されておりません。

そこで、私が本日お尋ねすることの一つは、中小企業の基本的政策路線についてであります。今日、景気の停滞下にあって、政府の中小企業近代化政策の有効性が再び問題となつてきてることは、総理もすでに御承知のこところであろうと思ひます。政府の中小企業政策のあり方、なからんずく近代化政策の有効性ということについては、

げたい。今日もなお、企業倒産は毎月一千件近くの高い水準で発生しておるのであります。原因は非常に多様化してきているといわれております。従来のごとき、單なる構造倒産論では割り切れない面が多く出てきております。倒産状況を見たとき、そこにはこれまでに見られなかつた全く新しい産業構造の上での変化があらわれておるのであります。この変化について、白書も指摘しておりますが、政府が従来講じてきた近代化方式に疑問が持たれるゆえんはこの辺にあると思います。(拍手)

はや規模の概念が企業の優劣と結びつく時代ではなくなつたとの認識の上に、長期的展望に立って適切な基本路線を打ち出すべきであろうと思ひます。私は、中小企業が適正に発展していくための有効な政策を早急に検討し、明示しなければ手おくれになると断言したいのです。総理及び通産大臣はどのようにお考えになつておられるのか、産業構造審議会で新しい通産政策が検討されているや聞いておりますが、そこに示された基本姿勢とあわせて所見を伺つておきたいのです。

質問の第二は、中小企業にとってそのいずれもが古くて常に新しい問題であります。中でも特に中小企業金融、労働力確保、貿易政策、事業転換対策、公害対策などについてであります。

最初に金融対策についてでありますが、政府は

中小企業施策に占める融資対策の位置づけをどのように見ておられるか、総理に伺いたいのであります。近年の激しい環境の変化に対応するための中小企業の努力は、並々ならぬものがあります。政府は、企業の自助努力ということを強調しておりますが、従来のような中小企業金融のあり方では努力のじょうがないのであります。そこで、現在多く存在する中小企業金融問題点の中から、一つの問題を指摘したいと思ひます。

それは歩積み・両建てなどの拘束預金が依然として巧妙に行なわれていることなどであります。拘束預金の自肅通達は、これまでに幾度が出されており、年ごとに漸減してきていることはいえ、四十五年十一月においては、貸し出し額に占める拘束性預金の比率は、中小企業が一五・三%となつており、大企業の一・六%から見ても、中小企業が不利な条件にあることが明らかであります。また、信用保証協会が保証した貸し付けですら拘束預金を強要する金融機関があることも耳にしております。

独占禁止法では、特定分野における特定の不公正な取引方法を指定しておりますが、その中に銀行における不公正な取引方法を定めて、拘束預金を禁止する方向に持っていくべきであると考えます。この点について政府はどのような措置を講じられるつもりか、大蔵大臣、通産大臣並びに公取委員長に所見を伺いたいのであります。

次に、労働力確保の問題であります。

中小企業の労働力不足は、かねてから労働集約的である中小企業にとって、最も重大な問題であります。白書でも指摘されているように、経済の大型化と産業構造の変化の中で、特に若年労働力や熟練労働力の確保は、今後一そろ深刻化すると予想されております。このような現状に対して、政府はどのような対策で問題解決をはかるうござれておられるのか、総理並びに通産大臣に伺いたい。

中小企業施策に占める融資対策の位置づけをどのように見ておられるか、総理に伺いたいのであります。近年の激しい環境の変化に対応するための中小企業の努力は、並々ならぬものがあります。政府は、企業の自助努力ということを強調しておりますが、従来のような中小企業金融のあり方では努力のじょうがないのであります。そこで、現在多く存在する中小企業金融問題点の中から、一つの問題を指摘したいと思ひます。

それは歩積み・両建てなどの拘束預金が依然として巧妙に行なわれていることなどであります。拘束預金の自肅通達は、これまでに幾度が出されており、年ごとに漸減してきていることはいえ、四十五年十一月においては、貸し出し額に占める拘束性預金の比率は、中小企業が一五・三%となつており、大企業の一・六%から見ても、中小企業が不利な条件にあることが明らかであります。また、信用保証協会が保証した貸し付けですら拘束預金を強要する金融機関があることも耳にしております。

独占禁止法では、特定分野における特定の不公正な取引方法を指定しておりますが、その中に銀行における不公正な取引方法を定めて、拘束預金を禁止する方向に持っていくべきであると考えます。この点について政府はどのような措置を講じられるつもりか、大蔵大臣、通産大臣並びに公取委員長に所見を伺いたいのであります。

次に、労働力確保の問題であります。

中小企業の労働力不足は、かねてから労働集約的である中小企業にとって、最も重大な問題であります。白書でも指摘されているように、経済の大型化と産業構造の変化の中で、特に若年労働力や熟練労働力の確保は、今後一そろ深刻化すると予想されております。このような現状に対して、政府はどのような対策で問題解決をはかるうござれておられるのか、総理並びに通産大臣に伺いたい。

白書によりますと、労働問題解決策の一つとして、パートタイマー及び家庭内労働者の利用を示唆しておられます。今後の方向についての所見を伺いたい。

さらに私は、人材銀行をもつと充実強化するとともに、システム化による有機的運営をはかつていくことを提案したいと思いますが、関係大臣の所見をお伺いします。

次に、事業転換の問題についてであります。中小企業の転廻業は、国際化の進展とともに、静かに拡大し、特に転出事業の軽工業部門に多いといわれております。留意しなければならないことは、中小企業にとって、この事業転換が、きびしい経済環境に適応し生き延びていくための余儀ない方策であり、そしてまた、一般的には、転換企業は新規開業の企業よりその業績が劣るという結果が出ているところであります。したがつて、政府はこの問題に本腰を入れて取り組むべきであります。その考え方がありかどうか、基本策並びに具体例で示していただきたい。

政府は、昭和四十六年度において講じようとす る中小企業施策の特惠開税対策の中では、わずかに転換企業に金融、税制、指導等の助成措置を講ずることにしておられます。その内容はいまだ不十分といわねばなりません。事業転換はあくまでも企業の自発的な意思によるものであり、政策的に推進することには検討の余地があろうかと思ひます。転換を望む事業に対しては、的確な情報を提供するなど、適切な方向性を指導することは必要であります。また、政策金融の拡充と廃業者に対する保障制度の充実を強力に推進すべきであると考えますが、所見を伺いたいと思います。

次に、貿易政策について一、二の点をお尋ねいたします。また、白書では、公害防止対策の有効な方法として、共同公害防止事業を示唆しておりますが、政府はこれらの事業を助成するため、いかなる施策を用意しておられるのか、通産大臣にお尋ねいたします。

以上、中小企業が直面する諸般の問題について伺いました。私どもがこれまで機会あるごとに幾度となく政府に申してきましたことは、政策の一貫性ということであります。いまさら申し上げるまでもなく、一個の事業活動は点の連続ではなく線であります。したがつて、一つ一つの政策がすぐれてお

出をどの辺まで伸ばそらと考えておられるのか、今後の方向についての所見を伺いたい。

四・七%となっております。政府は中小企業の輸出をどの辺まで伸ばそらと考えておられるのか、今後の中小企業貿易の基本政策とともに伺いたい。

このように観点から、この際、政府はあらゆる施策を総点検し、総合的に整理するとともに、その施策が中小企業者にどれだけ普及、浸透しているか確かめる必要があろうかと思ひますが、政府はいかなる努力を払つていかれるつもりか、最後にこの点をお伺いして、私の質問を終ります。

(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣佐藤栄作君登壇

宮井君にお答えいたします。

中小企業の近代化を進めるにあたって、企業規模は単純にこれを大きくすればよいといふものでないことは御指摘のとおりであります。技術の特性や市場の大きさなどに見合つた適正な規模を達成することが必要であります。特に産業構造の地域集中化という新しい動きを考えると、創造力の発揮のしやすさということも、適正規模を考える際に重要になつてくると思われます。政府としてはこうした点にも留意しつつ、中小企業近代化を目指して、常に新しい時代に即応した適切な対策を進めてまいります。御提案のありました中小企業施策の再検討にも十分留意してまいります。

次に、中小企業に対する融資の問題であります。ですが、さきに社会党の石川君に対しお答えしたところではあります。当面の中小企業の金融逼迫に対する対処を進めてまいります。御提案のありました中小企業金融の円滑化については十分配慮してまいります。

この際に、歩積み・両建て、その他資金の拘束

が予想される中で、わが国の輸出の伸び率は一

度となく政府に申してきましたことは、政策の一貫性ということであります。いまさら申し上げるまでもなく、一個の事業活動は点の連続ではなく

線であります。したがつて、一つ一つの政策がすぐれてお

り、それを譲じたとしても、そこに一貫した流れが存在しなかつたならば、真の効果は期待できないのであります。

このように観点から、この際、政府はあらゆる施策を総点検し、総合的に整理するとともに、その施策が中小企業者にどれだけ普及、浸透しているか確かめる必要があろうかと思ひますが、政府はいかなる努力を払つていかれるつもりか、最後にこの点をお伺いして、私の質問を終ります。

(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

宮井君にお答えいたします。

中小企業の近代化を進めるにあたって、企業規模は単純にこれを大きくすればよいといふものでないことは御指摘のとおりであります。技術の特性や市場の大きさなどに見合つた適正な規模を達成することが必要であります。特に産業構造の地域集中化という新しい動きを考えると、創造力の発揮のしやすさということも、適正規模を考える際に重要になつてくると思われます。政府としてはこうした点にも留意しつつ、中小企業近代化を目指して、常に新しい時代に即応した適切な対策を進めてまいります。御提案のありました中小企業施策の再検討にも十分留意してまいります。

次に、中小企業に対する融資の問題であります。ですが、さきに社会党の石川君に対しお答えしたところではあります。当面の中小企業の金融逼迫に対する対処を進めてまいります。御提案のありました中小企業金融の円滑化については十分配慮してまいります。

この際に、歩積み・両建て、その他資金の拘束

等についての御意見をまじえてのお尋ねがありましたが、これは大蔵大臣からお答えいたしま

に見て、若手を中心に入手不足は激化する一方で、あらうと思います。機械化などで極力人手を省く努力をすることとも、中高年齢層や婦人などの労働力を利用するくふらも必要であります。しかしながら、その基本は中小企業全体の向上であり、近代化であると、かようになります。

中小企業の事業転換も、今日のような目ざし
い経済発展のもとにおいては、新しい分野、より
成長の期待できる分野を求めての積極的な転換の
反面、労働力不足の深刻化や発展途上国の急速な
追い上げなどのきびしい環境変化に直面して、転
換を余儀なくされる場合もあることは、御指摘の
とおりであります。政府としても、業界全体の構
造改善事業の一環として、転廃業対策もあわせ行
なうとともに、一般的な転廃業対策を進め、特に
特恵関税の供与によって事業転換を余儀なくされ
る中小企業者については、本国会で成立を見た中
小企業特恵対策臨時措置法、これによりまして助
成措置を強化したところであります。

次に、貿易に対しても尋ねてあります。が国経済の長期的な発展をはかるためには、いかなる国、いかなる市場に対しても、可能な限り貿易の拡大をはかっていかなければならぬと考えます。社会主義国との貿易の拡大については、ソ連、東欧等すでに正常な国交関係にある国々とは、今後とも貿易を進めるとともに、中共のようないまだ国交関係のない国とも、前向きに貿易の拡大をはかっていきたいと考えます。

その他の、中小企業と貿易の問題あるいは公害防止の問題につきましては、それぞれ所管大臣からお答えをいたします。

以上で、私からの答弁は終わります。（拍手）
〔國務大臣福田赳氏君登壇〕

その実体がまた復元をしてきた、こういうふうに見ておるのであります。これは、お話しのよろこびしからぬことでござりますので、これが実体をまず突きとめたい、そして、それが解決をしてみたい、こういうふうに考えておりまして、今月、この問題だけににぼりまして特別検査を実行いたしております。必ずこれは成果をあげる。ことに、いま金融緩和の情勢でありますので、これが進むにつれまして、この行政指導と相まちまして効果をあげるであろう、こういうふうに考えております。

でそういう話にできるだけ応じることができるうな、そういう体制をさらに徹底をしてまいるところが、比較的お互いに効果の多い方法ではなかなかうかと思つております。なお、同時に、国内の内外の情報を提供する、あるいは、先ほど申し上げました、標準的なシステムを開発して使ってもらいうといふようなことも有効であるうと思っております。また、そういうことをいたしつござります。拘束預金につきましては、ただいま大蔵大臣からお答えがございました。

を始めたところでございます。
公害につきましては、先ほど石川議員に申し上げたとおりでござりますが、何ぶんにも利潤を生まない投資であるということから、現在設けられました制度が実際に利用されていくかどうか、私も十分注意をして見ておりまして、要すれば、さらに改善をいたしてまいりたいと思つておるわけでござります。

以上でござります。(拍手)

【国務大臣山中貞則君登壇】

○國務大臣(山中貞則君) 公害防止施設は、ただ

それから、労働問題につきましては、総理大臣がおられた御答弁がございましたが、人材銀行といふものを作りながらどう考えるのかと言われます点につきまして、労働省では、さらにこれを本年度も増設をしていきたいというお考えでありますて、今後とも活用するというのが政府の方針でございます。

それから、転換の問題について、先ほど特恵臨時措置法についての御答弁が總理がらござい

いまの通産大臣のお話のように、収益に貢献しながらい部門を強制的に国家、地域社会のために投資をする儀なくされるものでありますから、それに対する資金量、あるいは金利あるいは償還条件等については、先ほど大蔵大臣のお話がありましたように、特別にめんどうを見るよりいたしておるわけでござります。

ました。この法律は今回御公決をいたいたわけでもござりますけれども、どの部分が特恵に基づくものかということは、必ずしも現実の問題としては判定がしにくいわけでござりますから、なるべくその点は、広く読んで法律を適用していきたい、広く解釈していきたいというふうに考えてお

生まないということで、特別償却を初年度二分の一という制度をとるようになりいたしましたが、中企業については、特別に、五千万円以下、従業員三百人以下に条件を付しまして、三〇%ずつ、三年間九〇%の特別償却を、選択制を採用することにいたしております。

それから、輸出の問題でござりますが、中小企業の輸出の伸びは概して順調でござりますが、特に中小企業にとって必要なことは、やはり見本市を開いてあげるとか、あるいは輸出取引秩序を確立していくとか、また、海外の情報を提供するとかいろいろなことが一番引き目がござりますの

なれば、固定資産税等の軽減率の引き上げ等も、二分の一から三分の一に引き上げておりますし、公害防止事業費事業者負担法に基づく負担金の支出につきましては、その財源の貸し付けを新しく開きますとともに、その支出いたしました負担金は、早期償却の道を開くようになしておるつもりでございます。(拍手)

で、そういうところに重点を置いております。
なお、昨年度御可決をいたしました、中小企業
のいわゆる統一ブランドの問題でございますが、
これはその後、金属洋食器、西陣織り、めがねな
どに実施をいたしまして、わが国の中小企業製品
の信用を維持し高めるという方向で、すでに実施

○政府委員谷村裕君登壇】
「政府委員谷村裕君登壇】
　谷村裕君　お答えいたします。
　監督官庁である大蔵省が、積極的かつ適切に指導され
ることを望みたいと思います。
　独禁法に基づき金融業における不公正な取引方

法を指定するという、いわゆる特殊指定を行なつてからどうかにつきましては、今後の、私ども公正取引委員会の調査や、また、大蔵省の検査の結果等を検討いたしまして、総合的に判断いたしました上で態度をきめたいと考へてあります。(拍手)

○識長(船田中輔) 吉

該畏(船田中君) 吉田恭造君

○吉田宗造君 私は、民社党を代表し、ただいま御報告のありました、昭和四十五年度中小企業の動向に関する年次報告に対し、若干の質問をいたしたいと思います。(拍手)

現下の中小企業を取り巻く情勢は、まことにきびしいものがあります。高度経済成長を続けてまいりました日本経済も、ようやく鍛錬化の方向に向かい、景気の停滞が続いている。特に中企業は、この不景気の影響を強く受けるとともに、発展途上国の激しい追い上げ、対米輸出環境の悪化、人手不足、公害問題の深刻化など、従来にも増して、その前途は容易ならざるものがあります。

そこで、私はこれら中小企業問題の解決の方策について質問をいたしたいのですが、その前に一点だけ、現在、中小企業經營者が非常に関心を持っております今後の景気動向について、お伺いをいたしたいと思います。

今回の景気調整は、白書の指摘にもありますように、従来のそれと比較して軽微であるといわれておりますが、その是非は一応別にして、景気は現在すでに底入れの段階に入っているのかどうか、また、その時期はいつごろであるかどうかを、經濟企画庁長官並びに通産大臣にお伺いいたしました。

あわせて今後の経済見通しについて、巷間、中期停滯説がしきりにいわれておりますが、政府としてはどのような見通しを持っておられるのか、お伺いをいたしたいのであります。

業を含めた産業政策に対する姿勢についてであります。

今年度の政府予算案を見ましても、中小企業対策費はわずかに五百七十九億円と、全予算の一%にも満たないのであります。ところが、一方において農業対策費を見ますと、実に一兆円をこえる予算が計上されているのであります。千六百六十万人が働く中小企業に対しては予算が一%にも満たず、中小企業に比較して三分の一強の就業者しかいない六百三十万人の農林業に対しては一兆円の予算が組まれている現実は、あまりにも農林業偏重、中小企業軽視の施策と断言せざるを得ません。(拍手)まして、一兆円の予算を計上している農業政策において、米はますます余ることもなく、生鮮食品の価格が暴騰している状態を見るとき、まさに、予算のむづかしいもはなはだしといわざるを得ないのであります。(拍手)

かつて、物価問題に関連していわゆる大川報告が発表されました。その中で、G.N.P.の最低一%を低生産部門へ投入すべきであるという勧告がなされております。政府はこの際、これまでの農業偏重の産業政策を根本的に改め、中小企業を重視する政策に転換すべきであります。具体的には、少なくとも一千億円の中小企業予算を計上するのが至当であると考えるのであります。總理並びに通産大臣の御見解を承りたいのであります。(拍手)

質問の第二は、今回の白書に關連して、大企業と中小企業との格差についてであります。

白書によりますと、戦後の中小企業問題は二重構造の存在にあつたと規定し、その二重構造はいまで解消されつつあると、楽観的な見方をしていのであります。はたしてそうでありますようか。確かに資金格差をとりますと、大企業のそれを一〇〇として中小企業は七〇%強になり、欧米並みの構造に近づいていることは、白書の指摘のとおりであります。しかし、最も重要な付加価値生産性は、大企業に比べ中小企業は依然とし

業を含めた産業政策に対する姿勢についてであります。

今年度の政府予算案を見ましても、中小企業対策費はわずかに五百七十九億円と、全予算の1%にも満たないのであります。ところが、一方において農業対策費を見ますと、実に一兆円をこえる予算が計上されているのであります。千六百六十万人が働く中小企業に対しても予算が1%にも満たず、中小企業に比較して三分の一強の就業者しかいない六百三十万人の農林業に対しては一兆円の予算が組まれている現実は、あまりにも農林業偏重、中小企業軽視の施策と断言せざるを得ません。(拍手)まして、一兆円の予算を計上している農業政策において、米はますます余ることもなく、生鮮食品の価格が暴騰している状態を見るとき、まさに、予算のむだづかいもはなはだしいといわざるを得ないのであります。(拍手)

かつて、物価問題に関連していわゆる大川報告が発表されました。その中で、GNPの最低1%を低生産部門へ投入すべきであるという勧告がなされております。政府はこの際、これまでの農業偏重の産業政策を根本的に改め、中小企業を重視する政策に転換すべきであります。具体的には、少なくとも一千億円の中小企業予算を計上するものが至当であると考えるのであります。が、總理並びに通産大臣の御見解を承りたいのであります。(拍手)

て五〇%強にしかならず、その格差はあまりにも大きいといわなければなりません。欧米の場合、その格差は、大企業を一〇〇として中小企業は八〇%前後であり、わが国との差は歴然としているのであります。一人当たりG.N.P.がヨーロッパ並みになつた現在において、なおかつ、中小企業と大企業との生産性格差がかくも大きいということは、一体何を物語つてゐるのでありますか。言うまでもなく、政府の大企業中心の経済政策の結果であると断言せざるを得ません。（拍手）この生産性格差を縮める道は、一つは物的生産性の向上であり、もう一つは、価値実現力の高まりであります。そのための政策として、私は、金融並びに税制についてお伺いしたいのであります。

• 10 •

て五〇%強にしかならず、その格差はあまりにも大きいといわなければなりません。歐米の場合、その格差は、大企業を一〇〇として中小企業は八〇%前後であり、我が国との差は歴然としているのです。一体何を物語っているのでありますか。言つまでもなく、政府の大企業中心の経済政策の結果であると断言せざるを得ません。(拍手)

この生産性格差を縮める道は、一つは物的生産性の向上であり、もう一つは、価値実現力の高まりであります。少くとも三金融機関の融資比率を二〇%にまで高めるより、年次計画を作成すべきであると思います。同時に、わが国の全般的な金利引き下り傾向に伴つて、三機関の貸し出し金利も、現在は、少くとも三金融機関の融資比率を二〇%にの八・二%から八%に引き下げるべきであると考えますが、大蔵大臣の所見のほどをお伺いいたしたいのであります。

あわせて、大蔵大臣に、税制問題についてお伺いいたします。

今年度から青色事業主特別経費準備金制度が発定いたしましたが、これは、確かに中小企業者にとって一步前進の措置であるということは認めます。

質問の第三は、商業政策についてであります。わが国の商業は、現在非常に大きな転換期に直面していることは、いまさら申し上げるまでもありません。一方においてデパート、スーパー、農協、生協などに見られる大量販売機関が進出するとともに、他方、全国百三十万の中小小売り商は、依然として零細で、低生産性に苦しんでいるのであります。にもかかわらず、政府の商業政策は、従来のからか一小歩をも出ず、あまりにも消極的、制限的であり、積極的振興政策はほとんど見られないであります。すでにわが党は、一昨年の国会において、商業政策の基本をなす中小商業振興法案を提案いたしているのであります。政府は、今後の商業についていかなるビジョンと、その実現のための計画を持つておられるのか、この際明らかにしていただきたいのであります。

質問の第四は、中小企業と公害問題についてであります。

いまや、公害追放は全國民的課題であり、もはや、産業発展を口実にした公害の発生は、中小企業といえども許されないことは言うまでもあります。この観点から、無過失損害賠償責任制度を早急に確立すべきであります。この制度の確立により、中小企業の負担がますます増大することは明らかであります。この問題を解決するため、中小企業者に、公害防止義務を守る意思が明らかであり、かつ防止措置を講じたにもかかわらず発生した被害の賠償については、それを救済するため、賠償責任保険制度を同時に創設すべきであると思うのでありますが、通産大臣並びに総務長官の御見解を求めていきたいであります。(拍手)

以上、私は数点にわたり政府の所信をただしてまいりましたが、最後に、中小企業者に希望を与えた、今後の進むべき道を明らかにするためにも、政府は中小企業五ヵ年計画を早急に確立をし、五年後の目標を設定することが急務であると思うのであります。総理並びに通産大臣の所信のほどをお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 吉田君にお答えをいたします。

吉田君は、現在のわが国の産業政策が農業中心であるとの御意見でありましたが、私は必ずしもこの御批判は当たらないのではないかと、かようにも考へます。

中小企業は、規模、業種、業態がきわめて多岐にわたっておりますので、政府の施策も単に一般会計だけでなく、財政投融資、金融、税制の各般にわたって、総合的に中小企業対策を進めているところであります。また、社会政策にしても、住宅政策にしても、その相当部分は直接間接、中小企業に寄与するものであります。中小企業につきましては、今後の産業発展をにぎる重要な経営主体として期待していることは、白書においても明らかにしたところであり、今後ともその健全な発展のために十分留意してまいる考えでござります。

以上で私は、直接のお尋ねに答えたつもりであ

りますが、最後に、中小企業に期待を持たすために五ヵ年計画を立てろ、こういう御提案がございました。これについては、通産大臣からもさらに具体的にお答えすることだと、かように思いました。(拍手)

〔国務大臣福田赳氏君登壇〕

○国務大臣(福田赳氏君) お答え申し上げます。

まず、中小三機関の機能を充実せしと、こういふお話をございますが、まあ融資の量にいたしましても、また質にいたしましても、逐年充実を進めさせております。なお今後とも努力をいたしました。

それから、付加価値税の導入に慎重であれといふこと

うことがあります。これは私、そう思います。

私は付加価値税には魅力を感じています。つまり私は、かなり思い切った所得税減税を近い将来に

行なうべきである、こういうふうに考えておるの

ですが、さて、それを行なうための財源をどうす

るかというと、どうも付加価値税以外にいま私の

頭に見つかるものはない。そういう意味において

大きな関心を持っておりますが、しかし、御指摘

のように付加価値税を導入するということは、わ

が国の税制の根本的改革になるわけなんでありま

して、また与える影響も実際に広範で深刻である、

そういうようなことを考えますと、これは慎重に

ります。それで、これまでの経験から見ましても、ぱつぱつそれが下のほうにも浸透する時期でござります。こと

に今年度は、公共事業の出足が非常に早うござりますので、そういうこともありまして、企業間信

用がかなりほぐれ始めるのではないかというふう

に考へております。

そこで、これからあとの今年でござりますけれども、大企業の設備投資意欲が御承知のようにかなり弱いようではござりますから、そだといたしますと、中小企業にとって省力投資、あるいは高精度化投資をするにはかなりいい環境の年になるのではないか、またそのように経済政策を運営してまいるべきだと思っております。

それで、これからあとの今年でござりますけれども、大企業の設備投資意欲が御承知のようにか

なり弱いようではござりますから、そだといたし

ますと、中小企業にとって省力投資、あるいは高

精度化投資をするにはかなりいい環境の年になる

のではないか、またそのように経済政策を運営してまいるべきだと思っております。

農業との関連、対比につきましては、先ほど總

度は、暫定的なものではなくて、これは固定的な

ものである、かようにお答え申し上げます。(拍

手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 最初に、一般的な経済の見通しにつきましては、後ほど経済企画庁の長

官からお答えがあらうかと存じますので、中小企

業との関連を中心に申し上げますと、金融緩和の

最初の政策がとられましてから半年になりますの

で、まず從来の経験から見ましても、ぱつぱつそれが下のほうにも浸透する時期でござります。こと

に今年度は、公共事業の出足が非常に早うござりますので、そういうこともありまして、企業間信

用がかなりほぐれ始めるのではないかというふう

に考へております。

それで、これまでの経験から見ましても、ぱつぱつそれが下のほうにも浸透する時期でござります。こと

に今年度は、公共事業の出足が非常に早うござりますので、そういうこともありまして、企業間信

用がかなりほぐれ始めるのではないかというふう

政府は、御存じのように、二回にわたる公定歩合の引き下げを行ないました。また、財政につきまして、公共事業費の支払い促進をはかつてまいりましたが、これらに対応いたしまして、銀行の貸し出しが急激にふえてまいっております。そして同時に、いわゆる在庫資金その他の手当でというようならしろ向きの資金需要が、ここのこところに来て急に減ってきております。そして金利も逐次低下しまして、金融緩和が表面化しつつござります。

こういうことから判断いたしまして、景気も大体底をつけた、そしていわゆる在庫調整は、この四月から六月の間に、ほぼ一巡調整が終わるであろう、こういうふうに考えております。これらをめとにいたしまして、なお沈滞ぎみであります民間の設備投資というのも徐々に回復してまいるであろう。ただし、今回は相当供給力の過剰がございますので、従来のように一撃に回復するというよりも、徐々に回復していく。これある、そういうふうに大体考えております。すなほどの主導をなすものは、むしろ製造業以外のもので

御指摘のありました中期停滞論ということでおなじみますけれども、打ち続く設備投資の増大が四年も続いたのですから、一時的に設備の過剰が生ずるということは、これは過去の経験からいっても十分あり得ることであります。ただし、わが国の潜在成長力は、今日なお相当に高く、四十年の不況のときとでは日本の経済力が格段に違ってきております。そういうふうな意味をいたしまして、これが御指摘のように直ちに自律的に停滞期に入る、こういうことには政府は考えておりません。また、よくいわれておりますテレビその他の普及一巡論、これらも、なお日本の普及率は決して国際的に見て、まだそう高いといふところまでいっているわけではありません。今後まだまだ伸びる見込みでござります。

ただし、同時に私どもは、この機会に、いわゆる安定成長のラインに軌道修正を行なつてまいりたい、こういう考えを持っておりますので、成長率を従来の実質一三%というような高いものを維持することは無理である。これを徐々にスローダウンをいたしまして、一〇%前後のところにス

ローダウンをして、いわゆる軌道修正を行なうべきである。そうして、そのためには、民間設備投資を主導型とする経済から、社会投資に相当重点を置くところの経済に持つてまいらなければならぬ、大体こういうふうに考えておりまして、そういう意味からいきましても、中期停滯論といふのは政府は考えておらない次第でござります。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(船田中君) 午後二時四十二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 植木庚子郎君
大蔵大臣 福田 赴天君
通商産業大臣 宮澤 喜一君
國務大臣 佐藤 一郎君

官報 (号外)

て、いわゆる軌道修正を行なうべ
として、そのためには、民間設備投
る経済から、社会投資に相当重点
経済に持つてまいらなければなら
いうふうに考えておりまして、そ
いきましても、中期停滯論という
ておらない次第でござります。

辭
序

西宮
弘君

議案送付

一、昨十七日、参議院に送付した内閣提出案は次

のとおりである

地方自治法の一部を改正する法律案

陰陽言說乃以目微隙說之一部卷西正言之說

卷之三

卷之三

提出者 池田正之輔

衆議院議長

によつて同検事を不適格でないと認定したとするならば、そのような運営は同審査会の存在意義を没却するものであると思うがどうか。また、そのような運営の責任は何人が負うことになるのか。

三 右の二点に関連して、本員の申立てに係る事実について法務大臣及び検事総長において実体調査をしたことがあるか、したとすればどういう調査をしたか明確にせられたい。

四 そもそも現行法の検察官適格審査会制度は、審査を発動する場合として、二年ごとの定期審査、法務大臣の請求による臨時審査、職権による臨時審査の三つの場合を規定するに止まり、広く国民一般からの審査の発動を促す手続きを定めていないばかりか、審査の手続きについても審査の公正を保障するための手続き規定を全く欠いている。

五 そもそも検察官は厚い身分保障の下に強大な権力をを持つ官職である。このような検察官の適格性を審議する任務を持つ検察官適格審査会の存在は、国民の人権擁護に重大な影響を持つものであることは明らかである。

(外)

官

報

(号)

外)

官

報

(号)

</div

院議員六人、検事総長、法務事務次官、最高裁判所判事、日本弁護士連合会会長及び日本学生院会員の合計十一人で組織され、その定足数は九人で、議事は出席委員の過半数により決せられることがとされているのであつて、その構成といい、議事方法といい、いずれの見地よりしてもその運営の公正に疑いをさしはさむ余地が全くないと考えられるので、現行の制度をこの際特に改正しなければならない必要性はないものと思料する。

右答弁する。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における市町村の廢置分合、名称の変更等に伴い、簡易裁判所の所在地および下級裁判所の管轄区域の表示に改める必要があるため、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の整理を行なおうとするものである。

院議員六人、検事総長、法務事務次官、最高裁判所判事、日本弁護士連合会会長及び日本学生院会員の合計十一人で組織され、その定足数は九人で、議事は出席委員の過半数により決せられることがとされているのであつて、その構成といい、議事方法といい、いずれの見地よりしてもその運営の公正に疑いをさしはさむ余地が全くないと考えられるので、現行の制度をこの際特に改正しなければならない必要性はないものと思料する。

その内容は、

取手簡易裁判所ほか五つの簡易裁判所の所在地および立川簡易裁判所ほか六十六の簡易裁判所の管轄区域を示した別表の記載を行政区画等の現在の表示と一致させようとするものである。

二 議案の可決理由

最近、おびただしい数にのぼる市町村の廢置分合および名称の変更等が行なわれたため、简易裁判所の所在地および管轄区域を示した別表の記載が、行政区画等の現在の表示と一致しないこととなつたので、本案は、別表について所要の整理を行なおうとするものであり、きわめて妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年五月十八日

法務委員長代理 理事 小澤 太郎
衆議院議長 船田 中殿

昭和四十六年五月十八日 衆議院會議錄第三十二号

明治二十五年三月三十一日
郵便物認可

定期
一部四十円
(配送料)
發行所

東京都港区赤坂一丁目二番地
郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京五八二四四一一(大代)

1000